

令和5年度 第一回京都府発達障害者支援体制整備検討委員会 議事録

1. 開催日時 令和5年7月21日（金） 午前9時30分～午前11時30分

2. 場所 オンライン開催

3. 出席者 (19名中16名出席)

委員

荒木座長、相澤委員、浅野委員、太田委員、大畠委員、大前委員、古泉委員、坂井委員、

新谷委員、長谷川委員、樋口委員、富治林委員、堀委員、棕本委員、森本委員、渡邊委員

4. 内容

(1) 報告

障害福祉計画策定等に向けた現在の動向について

(2) 議題

①「発達障害者支援の課題と方向性」の課題に対する対応状況と検証結果

②発達障害児・者支援の検討の方向性について

～意見交換～

障害福祉計画策定等に向けた現在の動向について

(委員)

文部科学省により2017年に教育機会確保法施行され、不登校特例校の設置を進めていく方針が示され、令和5年3月に改めて国のプランとして全国で300校程度の設置を進めることが示されたところ。京都府内においては現在、京都市に2校の中学校が不登校特例校になっている。京都府では不登校に対応した学校等の設置に関して情報を得ていることや考えはあるか。

(委員)

現在府内の不登校特例校は京都市による設置のもののみ。京都府立の学校は通学が広域なこともあり、現時点では具体的な話としては進んでいない。ただし、今年度の新規施策として、不登校の子どもたちを受け入れるために、従来から市町村に「教育支援センター」が設けられているが、学校の中にも不登校あるいは不登校傾向の子どもの居場所、学べる場を設けるとともに、各教育局内の1中学校ブロックに加配教員を配置し、取組を進めているところ。

(委員)

自閉症・情緒障害学級の見学生徒数が増加傾向とのことだが、自閉症・情緒障害学級は自治体によって取扱いが異なる。知的な遅れのない子どものみの支援や、希望があれば入れる自治体もあるようだ。京都府においても、市町村によって異なるように認識をしているが、いかがか。

(委員)

市町村の小・中学校に特別支援学級を設置するにあたっては、事前協議の上、都道府県が同意することとなっており、京都府においては、障害種別だけで判断するのではなく、教育効果等も踏まえて協議しながら、学級編成をしていく場合が多い。機械的な運用をしていないため、各地域の実情に応じたやり方をしているのではないかと理解している。

(委員)

知的障害児は特別支援教育の対象となるが、知的に遅れのない子どもたちで自閉症・情緒障害学級に通う場合、通常の学級に準じた指導で、教科を中心とした同じような学習が行われる。そのような違いがあるため、京都府ではある程度統一していった方がよいのではないかと考えている。

(委員)

令和4年度に、厚生労働省が「強度行動障害を有する者の地域支援体制に関する検討会」を設置し、8回に渡り検討会が開催され、自身も事業所、団体の立場として参画した。これまで強度行動障害については、主に成人期後の施策が中心であったが、初めての幼児期からの予防的支援の必要性について国が対策を示した意義は大きい。3歳までに強度行動障害の状態となる高リスクの子どもを把握する取組、特別支援学校、児童発達支援センター等の関係機関連携による支援、児童発達や放課後等デイサービス等の職員の専門性の向上等の取組の必要性についてはこれまでも言われてきだが、この度、強度行動障害を有する者への地域支援体制の構築や支援機能の強化について方針が示されたところ。

全国調査によると強度行動障害を有する者は40、50代の年齢層が多く、長期間このよう

な状態が続く深刻な状況もあり、早期の対策が重要。家族支援も含めて医療、教育、福祉間で連携し、ネットワークを構築することが必要。

～意見交換～

「発達障害者支援の課題と方向性」の課題に対する対応状況と検証結果について

(委員)

市町村の母子健康担当者から発達障害児は年々増加傾向にあるが、保護者が対応に困る事例も増えており、十分な支援を行うには、現行の人員体制では難しいという意見も聞いているところ。資料4の「検証結果で専門職確保の考え方を大きく修正する必要がある」と記載されているが、事務局としての具体的な考えはどうか。

(事務局)

従前は、専門職研修の対象を広げ、支援の資質向上を目指してきたが、今後は、地域で必要となる専門職確保へと事業目的を見直し、市町村や事業所等の具体的なニーズを把握し、専門人材を必要数確保するための人材確保等を進めていきたい。そのためには、臨床心理士会、言語聴覚士会、作業療法士会の職能団体と協働した人材確保をすすめていきたいと考えているところ。対応力向上よりも具体的な人材確保計画を立てることに重点を置きたい。

(委員)

今後の専門職育成について、発達障害者支援センターはばたきとしても考えていかなければならないが、次のフェーズに向けて専門職の方々の立場から、これまでの取り組みをどう振り返って、今後どういう見通しがあるか、また各専門職とも多様なフィールドや職域がある中で、どんなフィールドに興味を持たれているのか等の意見を聞かせていただきながら進めたいと考えている。

(委員)

発達障害の診断診療は診療報酬につながりにくい面もある。また、京都府は医師の専門研修制度において小児科の育成にシーリング(上限制限)がかかっており、制度的な面でも、少子化という社会的な面でも発達障害に関わる小児科医自体が減少していく傾向である。

他府県の事例で、地域の小児科の先生が医師会を中心に地域の医療関係者向けに発達障害を診る研修を行い、地域の開業医が発達障害を診断し、地域の療育施設や、場所によっては専門の医療機関につなぐという仕組みが作られているところもある。府でも同様の取組を進めるのであれば、まずはどこかモデルとなるような地域から進めていくのがよいのではないか。

発達障害児者の支援は子どもの周辺の環境、家庭も含めた支援を関係機関が一体となることができるような体制整備が必要と考える。

(委員)

臨床心理士会では専門職の育成や派遣で何かできることがないかということについて議論を続けてきた。具体的には士会の中で人材を派遣できるようなネットワークを作っていくという方向で動いている。

ネットワークの中で研修を実施し、派遣できる人材を養成していきたい。まずは今年の8月27日に臨床心理士会の研修として「切れ目のない支援」をテーマに会員向けの研修を開催する。以降具体的にネットワークを立ち上げて、人材育成、人材派遣につなげていけるように進めていきたいと考えているところ。

(委員)

成人分野に携わっている言語聴覚士の数に比べて、小児分野に携わっている者はかなり少なく、約4分の1程度。

最近では、放課後等デイサービス等で言語聴覚士等の専門職が入って訓練等を行うことも増えているようだが、今まで成人分野に携わってきた者が、小児分野の知識がないまま携わることは難しい。言語聴覚士会としても年に数回、小児分野の領域の研修会は必ず行っているが、研修会に参加しても、小児分野を対象とした医療機関等が少なく、経験を積んでも働く場所がない等の現状もあり、小児分野に携わる者の数が伸びていないのではないかと考えている。言語聴覚士会の研修受講者数も数が伸びていないため、京都府とも連携しながら研修会の周知を行うとともに、放課後等デイサービス等で活躍されているような言語聴覚士の専門性の向上等に寄与できるような取組を言語聴覚士会としても進めていきたい。